

令和２年度 第３回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和２年１０月２９日（木） １５時００分から

場 所： 鴨川市水道局１階会議室

出席者： 川股 盛二

梶 恵子、中村 康仁、高梨 俊和、和泉 良史

欠席者： 松井 寛徳、田仲 重郎

事務局： 市長 亀田 郁夫

水道局長 角田 敬夫、次長 小泉 満、業務係長 佐久間 泰弘

傍聴者： １名

１ 開会

（進行：事務局 小泉次長）

皆さん、こんにちは。御案内の時間となりましたので、ただ今から、令和２年度第３回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道局の小泉です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案２ 令和２年度水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案２ 説明資料 令和２年度水道事業会計補正予算（第２号）」でございます。

本日机の上に置かせていただきました、「議案１ 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、「議案１ 説明資料 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、「議案２ 説明資料 令和２年度水道事業会計補正予算（第２号）」、「資料 令和２年度水道事業上半期業務状況報告書」、「報告資料 県内水道の統合・広域化の進捗状況について」でございます。議案２ 説明資料については、一度配布させていただきましたが差し替えがございましたので、本日机の上に置かせて頂いたものでお願いしたいと思います。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱について御説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、松井寛徳委員さん、田仲重郎委員さんより欠席との届出がございました。本日の出席委員は現在5名でございますけれども、「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(進行：事務局 小泉次長)

開会にあたりまして、亀田市長から挨拶を申し上げます。

(亀田市長)

皆様、こんにちは。

本日は、皆さんお忙しい中、令和2年度第3回・水道事業運営委員会を開催させていただいたところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、台風や豪雨により被災を受けましたことから、施設の復旧作業や長期の断水を回避するための施設整備も、職員が一丸となり取り組んでいるところでございます。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症によりまして、収入の柱である料金収入が伸び悩んでいるなど、長期的な影響が続いている状況でございます。

このような状況のなか、現有の水道施設におきましては、老朽化が進んでおりますので、水道水の供給を安定的に行なうため、今後予定をしております更新事業は、災害発生時にも、市民皆様への給水が継続できる、災害に強い水道施設として、しっかりと整備をまいります。

また、南房総地域におきましては、末端給水事業統合・広域化の覚書につきまして、この8月に交わしました。今後も統合・広域化に向けて、鋭意取

り組んで参りたいと考えております。

本日の運営委員会では、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定といたしまして、任期付職員や手当を定めるもの及び、水道事業会計補正予算第2号といたしまして、コロナ渦による被災対応の費用として、収益的収入の増額をさせていただくものと、次年度の業務に係る契約事務の執行のため、債務負担行為の設定をさせていただくものです。

また、その他といたしまして、「上半期業務状況について」、「水道の統合・広域化の進捗について」ご報告をさせていただきます。

議事の詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、皆様には、水道事業の運営に関し、それぞれのお立場から、建設的なご意見をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたっての、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(進行：事務局 小泉次長)

ありがとうございました。

3 議事

(進行：事務局 小泉次長)

それでは会議に入りたいと存じます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を、川股会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(川股会長)

皆さん改めまして、こんにちは。

本日は、大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。心より御礼申し上げます。それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。

本日の会議録の確認をして頂く、委員さんにつきましては、中村康仁委員さんと高梨俊和委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

早速、議事を進めさせていただきます。「議案 1 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、「議案 1 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。着座にて、説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案 1 及び議案 1 説明資料を併せてご用意ください。

この条例でございますが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、地方公務員法及び地方公営企業法の規定に基づき、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認を賜りたいものでございます。

なお、この条例の制定におきましては、一般職である総務部総務課にて一括上程する議案となっておりまして、水道局からの上程ではありませんことから、内容についてのご説明につきましては、条例内容項目によらず、要旨のみご説明申し上げますこと、ご容赦いただきますようお願いをいたします。加えて、この条文におきましては、最終調製されたものではないとのことでございますので、予めお含み置きいただければと存じます。

任期付職員制度の概要でございますが、地方行政の高度化・専門化が進む中で、地方公共団体においては、公務部内で得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や、期間が限定される専門的な行政ニーズの効率的な対応の必要性等が高まってきたことに鑑みまして、専門的な知識経験、又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が制定されております。これにより、平成 16 年には、任期付・短時間勤務・職員制度の導入と、既存の高度な専門的知識・経験を有する者の任期付採用に加えて、業務量の増減やサービス提供体制の充実に応じて任用することが可能となるような制度の拡充がなされております。

この制度の特徴でございますが、本格的な業務に従事可能となること、複数年(これは 3 年から 5 年以内でございますが)の任期の設定が可能となること、フルタイム、パートタイムの何れも可能となること、給料、手当での支給が可

能となることとでございます。

採用の区分といたしましては、専門的知識等に区分される要件として、一点目は、高度の専門的な知識経験、又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合、二点目は、専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要な場合となっております。

次に業務量との関連に区分される要件として、一点目は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事する場合、二点目は、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する場合となっております。

最後に、任期付・短時間勤務職員に区分される要件として、一点目は先ほど申し上げた業務量との関連に区分される要件と同様の場合、二点目に住民に対するサービスの提供体制の充実、三点目として部分休業を取得する職員の業務の代替となっております。

給与等につきましては、本条例に定める給料表及び給与条例に定める給料表に基づき給料を支給するものでございます。

また、この条例の制定にあたり、関係する条例の条文の整備を行おうとするものでございます。この条例の制定により水道事業の企業職の職員につきましても、任期付職員制度が活用できる条文となるものでございます。施行日でございますが、公布の日からとなるものでございます。

雑駁なご説明となりましたことご容赦頂きたいと存じますが、議案１の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(川股会長)

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。御質疑ございますでしょうか。

御質問が無いようですので、ただ今の件につきまして、承認ということで、御異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(川股会長)

御異議なしと認め、原案のとおり答申することすることに、決定いたしました。

続きまして、議案2「令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」について、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、議案2「令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料でございますが、縦に見まして、右上に議案2と書かれた資料及び議案2説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

先ほど市長挨拶で申し上げましたとおり、今回の補正でございますが、1点目は、コロナ禍による被災対策の費用として、収益的収入の増額をさせていただくものでございまして、この内訳につきましては、予算第3条の経常費用に係るものでございます。

2点目でございますが、来年度の当初より円滑に事務を進めるために、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

それでは先ず、1点目でございます。議案2説明資料をご覧ください。

来る、令和2年第4回市議会定例会に提出いたします議案といたしまして、1の提案理由でございますが、令和2年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議決を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

次に、2の内容でございますが、(1)収益的収入及び支出の収入につきまして、第2項営業外収益に追加を行なう必要が生じたことから、既決予定額に90万円を加え、合計を3億623万2,000円といたし、第1款事業収益を15億3,945万3,000円と改めたいものでございます。

この内訳でございますが、右上に議案2と書いてございます、補正予算書の2ページをご覧くださいと存じます。実施計画書でございます。

まず、収益的収入の第2項営業外収益第4目他会計補助金90万円でございま

す。この内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、自らが被災した場合の災害時の臨時給水所の開設を想定し、必要な物資・資材を、平常時の準備として調達するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第二次補正分）」を活用して実施いたしたいものでございます。なお、今回は収入のみの補正とさせていただきます。支出につきましては、総係費の備消耗品費にて支出する予定であります。現在のコロナ禍の影響により、給水量の減に伴う経常費用の減となっておりますことから、既決予算の中での支出で賄える見込でありますので、今回支出予算に変更は加えないことといたしたいものでございます。

次に２点目、債務負担につきましてご説明いたします。予算書１ページをご覧ください。

第３条の、債務負担行為について定めるものでございます。

業務の性質上、いずれも年度当初から契約を締結しなければならないものでございまして、発生する業務に支障を来さないよう、債務負担を設定させていただくものでございます。

期間につきましては、何れの項目も、契約をいたします本年度から実際の支出をいたします令和３年度でございます。

事項につきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、量水器交換等業務に係る委託料、限度額といたしまして１,６６６万８,０００円とし、次に、電気・通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料、限度額を４６７万６,０００円とし、次に、水質検査業務に係る委託料、限度額を１,５８７万６,０００円とし、次に、土砂処理業務等に係る委託料、限度額を４,００４万円とし、薬品等に係る購入費、限度額を５,２０１万７,０００円と定めたいとするものでございます。

続きまして３ページをご覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これまでの２の投資活動及び、３の財務活動によるキャッシュ・フローは変更ございませんが、１の業務活動によるキャッシュ・フローは、一般会計補助金の追加に伴う当年度純利益の増加により９０万円の増加でございます。また、下から２行目をご覧ください。資金期首残高でございますが、第３回市議会定例会で認定を頂きました決算によ

る額の確定により 1 億 4,719 万 4,000 円の増加でございまして、補正予定額の資金期末残高は 1 億 4,809 万 4,000 円の増加でございます。既決予定額と補正予定額を合わせました、補正後の資金期末残高は 12 億 3,799 万 9,000 円となる予定でございます。

以上で、令和 2 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

（川股会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。御質疑ございますでしょうか。

御質問が無いようですので、ただ今の件につきまして、承認ということで、御異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

（川股会長）

御異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきまして、御協力をいただき、ありがとうございました。

4 その他

（進行：事務局 小泉次長）

会長ありがとうございました。それでは、次第の 4 「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

特に無いようであれば、事務局の方から上半期の業務状況につきまして報告をさせていただきます。

（角田局長）

それでは、今年度の上半期の運営状況を報告させていただきます。

恐れ入りますが、着座にてご説明をさせていただきます。

水道事業運営委員会資料1とかかれた、令和2年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書をご覧ください。

先ず、1.工事関係でございますが、主要な工事といたしまして、配水管布設替工事等では、加茂川中部地区配水管布設替工事を実施いたしまして、更新その他といたしましては、貝渚地区舗装本復旧工事、小山水道タンク更新工事、保台浄水場3号取水ポンプ更新工事、保台浄水場非常用発電機点検整備工事、東町浄水場電磁流量計外更新工事、保台浄水場No.1ろ過池制御盤更新工事、二子・小山ポンプ所テレメーター外更新工事などを実施したところでございます。

4ページには、主要工事等一覧としてまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、2.業務関係でございます。業務関係では、給水契約数は、恐れ入ります、6ページ上の段、左側をご覧ください。上半期の給水契約数は、9月末現在、前年度より7件多い、1万8,427件となったところです。

次に、有収水量でございますが、一つ前のページ5ページにお戻りいただきまして、下の段の表をご覧ください。表の中ほど、有収水量、右側には有収率を記載してございます。

有収率は、前年同期に比べ1.6ポイント減の72.3パーセント、有収水量は、上半期合計208万960立方メートルとなり、昨年度より、9万5,197立方メートル、4.4パーセントの減でございます。

1ページ下段にお戻りいただきまして、下から3行目からとなりますが、主な要因といたしましては、給水人口の減少による一般のご家庭で使用している水量の減少、また飲食店等では節水器具等の普及等によりまして、使用水量が減少をしている状況となっており、加えて新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための緊急事態宣言が発令されたこと等に伴い、業務系でご利用の使用水量が減少し、従量料金収入が減少したことにより、全体として水道料金収入が減少となりました。

料金の収納状況については、上半期の9月末現在において、調定額6億6,883万4,306円で、前年同期と比較をいたしまして、2,274万6,067円、率といたし

まして3.3パーセントの減少となりました。収納額は6億1,454万3,946円で、前年同月と比較いたしまして6,033万1,506円、率にいたしまして10.9パーセントの増加となったところです。これは、昨年9月末が土日に絡んだことにより、市内金融機関でご利用されているお客様の収納が翌月となったことなどによるものです。調定額におきましては、コロナ禍の影響により、下半期も、上半期と同様の状況であると見込まれるところでございます。

次に、3.経理関係でございます。

6ページ上段の表、水道料金の欄をご覧ください。前年同期に比べ4.9ポイント減、金額で約2,896万6,517円の減となっております。

これらの原因でございますが、先ほど2の業務関係でも申しあげましたとおり、コロナ禍の影響によるものが大きく、ステイホームによる「家事用・アパート用」は若干の増加はあるものの、「ホテル・旅館等」が大きく減少しており、その他では若干「スーパー・飲食店等」、「学校用」、「病院用」、「事務所用」の有収水量が減少傾向となっております。

最後になりますが、5ページ上段の表をご覧ください。

収益と費用の動向ですが、収益は、料金収入の減少などにより、昨年度と比較して3.5パーセントの減少となりました。

費用においては、企業債支払利息は毎年減少傾向にありますが、原水費、浄水費、配水及び給水費等、施設の修繕費用や委託料等の増などにより2.6パーセントの増となり、差引損益では2,922万4,708円の損出となり、前年度と比較して10.8パーセントの減少という状況でございます。

以上で、今年度の上半期運営状況の報告とさせていただきます。

(進行：事務局 小泉次長)

報告が終わりました。何かございますでしょうか。

(進行：事務局 小泉次長)

無ければ以上でよろしいでしょうか。

続きまして、事務局の方から、水道の統合・広域化につきまして進捗をご報告させていただきます。

(角田局長)

それでは、県内水道の統合・広域化の進捗状況について報告をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

「令和２年度第３回鴨川市水道事業運営委員会報告資料」をご覧ください。

冒頭、市長挨拶で申し上げましたとおり、本年８月２６日に「南房総地域末端給水事業統合・広域化に関する覚書」と取り交わしを行いましたことを、ご報告させていただきます。

それでは進捗状況についてご説明申し上げます。

この取組の目的については、前々回の運営委員会でもご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。令和２年７月３０日の第２回水道事業運営委員会でご報告させていただいた以降の取り組みについてご報告をさせていただきます。

まず、１の用水供給事業体と県営水道の統合についてでございます。

事務局は、千葉県総合企画部水政課でございます。

令和２年１０月２３日に、「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会 準備会議 第２回南房総地域市町村等調整会議」が行われたところです。

議題といたしまして、１つ目は、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議第３回合同部会における協議状況について報告がありました。

２つ目は、夷隅地域・安房地域における末端給水事業体の統合に向けた協議及び進捗について、それぞれの地区の幹事から報告がありました。

次に、２ 夷隅・安房地域末端給水事業の統合についてでございます。

事務局は、南房総広域水道企業団でございます。

令和２年８月２６日に、「南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書」の締結を行いました。この覚書締結が終了したことに伴いまして、これまで南房総地域の協議検討の場として設置されておりました「南房総地域末端給水事業統合研究会」は役割を終え、更に具体的な協議を行うための場を、夷隅地域・安房地域それぞれの地域で協議を行っているところです。

次に、3 安房地域末端給水事業の統合についてでございます。

事務局は、南房総市水道局でございます。

令和2年8月27日に、令和2年度第4回安房郡市水道事業連絡協議会が開催されまして、覚書が締結されたことを受け、安房郡市水道事業連絡協議会規約の改正について、末端統合協議会の発足準備について協議がされました。

令和2年9月17日に、安房郡市広域市町村圏事務組合へ訪問し、南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書が交わされたこと、及び統合協議会の発足について、統合協議会における検討事項、今後のスケジュールについての情報共有を図ったところです。

令和2年9月17日、先ほどと同日でございますが、令和2年度第5回安房郡市水道事業連絡協議会が開催され、統合協議会における、業務分野調整項目の協議組織について、及び協議方法について協議がされました。

令和2年9月23日に、安房郡市広域市町村圏事務組合へ訪問し、統合協議会における安房広域圏の係りについて、及び統合協議会設置要綱案についての説明、情報共有を行いました。

以上のような協議検討が行われたところでございます。本年度は、引き続き、事業統合に向け、（仮称）統合協議会の設置準備を行ってまいります。

また、今後の予定でございますが、各市町の執行部、及び議会と調整を図りながら、令和3年度中に（仮称）統合協議会設立に関する手続きや、協議会組織で必要となる人員の確保、令和4年度に（仮称）統合協議会の立ち上げ、その統合協議会での統合基本計画（案）の策定を、令和5年度中盤まで行いまして、令和5年度中に統合基本計画（案）の構成市町の同意を目指しております。

この同意が得られましたら、統合に関する基本協定の締結を行うことを予定しております。この統合に関する基本協定の締結により、末端給水事業の統合・広域化は後戻りしないこととなります。

その後に、新たな事業体設立に向けた様々な手続きを踏みまして、令和6年度中に新たな水道事業体の設立、令和7年度から事業開始といったスケジュールを予定しております。

これから作成される、統合基本計画（案）においては、水道事業運営委員の皆様にも、お謀りする案件が多く出てくるものと考えておりますので、ご協力

を頂きますようお願いをいたします。

県内水道の統合・広域化の進捗状況について、私からの報告は以上でございます。

(進行：事務局 小泉次長)

報告が終わりました。何かございますでしょうか。

御質問がないようですので、以上とさせていただきます。

5 閉 会

(進行：事務局 小泉次長)

ありがとうございました。以上をもちまして、「令和2年度第3回鴨川市水道事業運営委員会」を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和2年11月26日

会議録署名人 中村 康仁

会議録署名人 高梨 俊和